

第 1 9 6 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令 和 3 年 11 月 10 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第196回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和3年11月10日(水) 午後2時02分

2. 閉会年月日 令和3年11月10日(水) 午後2時24分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(15人)

会長	9番	中村文男		
会長職務代理	2番	川守田雄一		
委員	1番	工藤信仁	3番	赤石敏文
	4番	佐々木一雄	5番	梅内勝治
	6番	坂本重悦	7番	山田憲幸
	8番	三浦恵美子	10番	坂本誠治
	11番	滝田信彦	12番	蹴揚福男
	13番	河守田雄一	16番	堀内重男

5. 欠席委員(1人)

14番 石橋 薫

6. 会議書記

事務局長	夏堀勝徳
主幹	小田原孝治
総括主査	佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の氏名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第8号 貸借合意解約について
日程第5 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第7 議案第29号 南部町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第8 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>2番 川守田雄一 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
議 長	<p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第196回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日、14番 石橋 薫 委員より欠席の旨の連絡がありました。出席委員は14名で、委員定数に達しておりますので、第196回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時2分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>10番 坂本誠治</p> <p>11番 滝田信彦 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思ひます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p>

議 長	<p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第8号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>報告第8号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和4年3月31日で、土地の引き渡しの時期は令和4年4月1日で合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第5 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第27号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は3件で、番号1番は賃貸借に関するもの、番号2番から3番は所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>中村剛 調査員</p>
中村調査員	<p>農地利用最適化推進委員6番 中村から説明いたします。</p> <p>去る11月2日、堀内重男農業委員と南部町役場2階相談室において、議案第27号から議案第29号について、調査を行いましたので説明します。</p>

中村調査員	<p>議案第 27 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、借受人が法人として新規に営農するため申請地を借り受けるものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。</p> <p>番号 3 番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて引き続き営農するため、申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 27 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 6 議案 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 28 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、番号 1 番は使用貸借に関するもの、番号 2 番は所有権の移転に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>中村 剛 調査員</p>

<p>中村調査員</p>	<p>議案第 28 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、申請者が父より借り受ける申請地に自己住宅を建築し転居するため、転用するものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、申請者が申請地を買い受けて太陽光発電設備を建設し売電するため転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
<p>小田原主幹</p>	<p>議案第 28 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、福地・埴渡地区で、南部町役場福地支所から南東に約 2.5 km の距離に位置し、申請地の北側は宅地、東西側及び南側は農地となっています。</p> <p>農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>番号 2 番の申請地の位置ですが、福地・苫米地地区で、苫米地駅から南西に約 580m の距離に位置し、申請地の北側は鉄道、東西側は農地、南側は国道となっています。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、その他の第 2 種農地と判断されます。</p> <p>第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 28 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 28 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 29 号「南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
<p>小田原主幹</p>	<p>議案第 29 号について、説明いたします。</p> <p>南部農業振興地域整備計画の変更については 1 件で、区域からの除外申し出がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、お諮りするものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
<p>中村調査員</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>中村 剛 調査員</p> <p>議案第 29 号について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる農業振興地域整備計画の変更基準により</p> <ol style="list-style-type: none"> ①農用地区域外の土地を代用することが困難である。 ②農用地集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。 ③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。 ④農業用施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。 ⑤土地改良法による事業の工事完了後 8 年を経過している。 <p>の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>申出者、変更区分、変更する区域の地番、変更面積、地目、農用地利用計画における用途、土地基盤整備事業の実施状況は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の変更理由は、申請者が農機具販売の他、公共事業等の事業拡大に伴い、資材置場を設置する必要が生じたため、農地転用許可申請をするために農用地区域から除外するものです。</p> <p>調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>南部農業振興地域整備計画の変更基準及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 29 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・森越地区で南部町役場から北東に約 2.9 km に位置し、北東側は農地、南西側は原野となっております。</p> <p>事業内容については、申請人が資材置場として利用するものです。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、その他の第 2 種農地と判断されます。</p> <p>第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘察して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農振除外については問題ないと考えます。</p> <p>以上補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 29 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 29 号については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 30 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 30 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、6 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p>

小田原主 幹	<p>番号1番の利用目的は畑、期間は9年4ヶ月、10a当たりの賃借料は年額773円です。 番号2番の利用目的は畑、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額4,111円です。 番号3番の利用目的は畑、期間は9年5ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号4番の利用目的は田、期間は5年、使用貸借による権利設定です。 番号5番の利用目的は田と畑、期間は9年4ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号6番の利用目的は田、期間は5年3ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第30号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第196回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時24分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月10日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員